

令和8年 第4回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和8年3月5日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

令和8年3月5日

東京都教育委員会第4回定例会

1 議 題

第23号議案

令和7年度東京都指定文化財の指定等について

第24号議案

令和8年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書
の採択について

第25号議案

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関
する有識者の委嘱について

第26号議案から第30号議案まで

東京都公立学校教職員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都公立学校教職員の懲戒処分について

(2) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項及び第28条に基づく報告について

教 育 長	坂 本 雅 彦
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人 (欠 席)
委 員	宮 原 京 子
委 員	高 橋 純
委 員	萩 原 智 子 (欠 席)

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	坂 本 雅 彦
次長	岩 野 恵 子
教育監	瀧 沢 佳 宏
総務部長	山 本 謙 治
地域教育支援部長	神 永 貴 志
指導部長	山 田 道 人
人事部長	秋 田 一 樹
教育政策担当部長	相 川 隆 史

(書 記) 総務部教育政策課長 小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから令和8年第4回定例会を開会いたします。

本日、北村委員と萩原委員から所用により御欠席と届出を頂いております。

本日は、教育行政研究会から議事の途中からの取材申込みと、4名の傍聴の申込みがございました。許可をしてもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となります。

議事録署名人

【教育長】 次に、本日の議事録の署名人についてですが、高橋委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 次に、2月2日の令和8年第2回定例会議事録については、既に御覧を頂いたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——ありがとうございます。では2月2日の令和8年第2回定例会議事録については承認いただきました。

また、2月19日の令和8年第3回定例会議事録を配布しておりますので、御覧いただき、次回の定例会で承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第25号議案及び第26号議案から第30号議案まで、並びに報告事項(1)及び(2)につきましては、人事及び公表前の情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしいですか。――〈異議なし〉――では、ただいまの件につきまして、そのように取り扱います。

教育委員の再任

【教育長】 次に教育委員の再任についてですが、2月27日、宮原委員の再任について。都議会の同意が得られましたので、お知らせをいたします。宮原委員には引き続きよろしく願いいたします。

議 案

【第23号議案】

令和7年度東京都指定文化財の指定等について

【教育長】 それでは第23号議案、令和7年度東京都指定文化財の指定等についての説明を地域教育支援部長の方からお願いします。

【地域教育支援部長】 第23号議案、令和7年度東京都指定文化財の指定等について御説明いたします。

本件は、昨年12月18日の教育委員会定例会において、東京都文化財保護審議会へ諮問する旨決定いただいたものです。その後、同審議会への諮問・審議を経て、本年2月25日に指定等について答申を頂きました。

2ページが、いただいた答申文でございます。3ページを御覧ください。

本日は、答申に基づき、新たに指定するもの1件、既に指定しているものに追加し、名称変更するもの2件の合わせて3件をお諮りいたします。

5ページを御覧ください。審議会での議論、答申の内容について、簡単に説明させていただきます。まず新たに指定するものですが、東京都指定有形民俗文化財 東村山の押絵羽子板製作関連資料でございます。

審議会からは、羽子板を女兒の初正月に贈るという主に東日本に古くから行われていた風習が、昭和初期から末期にかけて多摩地域を中心に大流行したという、都民の生活文化の特色を示すものとして、重要な資料である。押絵羽子板の下絵から完成品まで全工程の資料が網羅されており、地域的な広がりや、技術的な伝播、時代の流れに即した面相の変遷など、年中行事や風俗慣習との関連性を色濃く窺わせる資料として貴重な文化財であることから、新たに指定すべきとの答申を頂いております。

次に既に指定しているものに追加し、名称変更するものです。7ページを御覧ください。1件目、東京都指定有形文化財（彫刻）小河内神社所蔵の木彫像関係、^{つげたり}附、僧形立像1軀、尊名不詳像3軀でございます。こちらは、既に昭和31年に木造蔵王権現立像1軀を指定しており、今回新たに30軀と、^{つげたり}附として4軀を追加して指定するものです。諮問の際の名称は小河内神社伝来の木彫像でしたが、審議会では、昔からそこにあったものではないことから、伝来ではなく所蔵のほうが良い。近代の制作のもの、制作年代・由来が不明である4軀については、指定の対象に含めるが、主ではなく、^{つげたり}附として指定した方が良いとの御意見を頂いております。その上で、水没以前の小河内における、平安時代以来の信仰の様相を伝える貴重な木彫像群であり、地域的特色をよく示すとともに、文化史上重要な資料である。一括して指定することで、歴史的な変遷を追うことができ、それによって西多摩地域の歴史的な位置づけを再評価できる資料となり、散逸を防ぐことにも繋がることから指定すべきであるとの答申を頂いております。

9ページを御覧ください。2件目ですが、東京都指定有形文化財（典籍）最勝王経巻釈関係でございます。こちらも既に昭和39年に1巻を指定しております。今回追加する2巻については、既にその存在は確認されておりましたが、この度、既に指定されていた1巻を修理するに際して改めて調査等を行った結果、3巻に共通点が多い

ことが判明しました。審議会では、本来一具のもので、巻頭から巻末まで揃った完本であったと考えられ、指定を行った上で修理をし、1巻として書写された当初の状態に戻した上で、公開活用を推進すべきとの御意見を頂いております。その上で、本作と同じ文言の文献は現時点では他に確認されておらず、他に類例のない釈文を巻頭から巻末まで揃った完本として読むことができるのは大変貴重である、今回の追加指定によって、「残巻」が完本となり、資料的な重要性が増すことは意義深いため指定すべきであるとの答申を頂いております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

御質問、御意見がございませんようですので、本件につきまして、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ありがとうございます。それでは、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

【第24号議案】

令和8年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

【教育長】 それでは、第24号議案「令和8年度使用 都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について」の説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは、第24号議案資料を御覧ください。令和8年度に都立高校等で使用する教科書のうち、検定済教科書・著作教科書が発行されていない教科等で市販の図書等を主たる教材として使用する、いわゆる「附則9条本」について、採択をお願いするものでございます。

「1」にございますように、各都立高校等からの報告等に基づき、図書の内容や、各学校による選定状況などを総合的に判断し、令和8年度に使用することが適当な附則9条本について、学校ごとに採択を行っていただくものでございます。

「2」の選定状況について御説明します。例年と概ね同様の状況となっております。都立高校及び中等教育学校（後期課程）のうち104課程で340種類、都立特別支援学校（高等部）のうち52校で333種類の図書を選定しています。また、全ての都立高校及び中等教育学校（後期課程）で「人間と社会」を選定しています。

都立高校等で最も多く選定されているのが外国語で、ドイツ語や英語などの図書がでございます。次いで、芸術や、専門高校で使用する工業などに関する図書が多く選定されています。

都立特別支援学校では、最も多く選定されているのが芸術に関する図書、次いで職業に関する図書が多く選定されています。なお、図書の種類数ですが、一つの教科で複数の学校が同じ図書を選定している場合は、1種類として数えております。

2ページを御覧ください。附則9条本の選定の流れについて、参考としてまとめてございます。「3」にございますように、各学校において、校長を委員長とする「教科書選定委員会」を設置し、生徒の実態等を踏まえまして、最も適切なものとして選定した図書について、「4」にありますように、指導部におきまして、選定結果の審査を行っております。

学校ごとの選定結果については、都立高校・中等教育学校（後期課程）を「別紙1」、都立特別支援学校（高等部）を「別紙2」にまとめてございます。なお、令和8年度からは、特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重度・重複化等に学校現場が柔軟に対応するため、令和7年8月28日に開催された令和7年第13回教育委員会定例会において、令和8年度使用都立特別支援学校（高等部）用教科書として各学校が採択した教科書を原本とした拡大版図書及び点字版図書について、今回の教育委員会において一括採択することとし、第24号議案資料の表外に記載してございます。

これらを、この度採択していただく附則9条本の「案」として、お示しさせていただきます。この後のページで各校・各課程別の選定一覧を付けておりますので、御確認いただければと思います。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。いかがでしょうか。高橋委員お願いします。

【高橋委員】 説明ありがとうございました。一つは高等学校ということなので、これは生徒がお金を出して買う図書を指定するということでよろしいですか。その上で一つ伺いたいのですけど。特に、言語の習得みたいなことは、一番件数が多いわけですけども、今アプリとかで聞いたり話したり、私も毎日やっていますけど、かなりのことのできるようになった時に、そのアプリを買ったりするのも、こういった生徒で選んだりすることができないのかとか少し感じたのですけども、図書以外でも色々な学習教材が増えている中で、その辺りどういうふうにかえたらいいのかという考え方がありましたら教えていただきたいと思います。

【教育長】 指導部長お願いします。

【指導部長】 今回は、附則9条本の採択でございますので、今先生がお話しただいたアプリ関係というのは、他のところでも特に英語については検討しておりますので、そういった学習環境も今後どう考えていくかということは課題認識としてもっているところでございます。

【高橋委員】 ありがとうございます。なかなか考え方も難しいと思うのですが、私のイメージで、本当に個人的な考え方ですけども、その教育分野以外でまず考えてみると、図書の販売であるとか、その動画とか映画とかもたちまち海外に5、6年のうちに淘汰される現実を考えると、例えば米国みたいなところから、その英語がペラペラになるアプリとか、数学がスラスラ解けるようなアプリみたいなものが上陸してきたりすると、こういった話が今、法で定められているから、こうやっていくしかないとはいえ、生徒に確実に力をつけるっていう観点から考えると、少し研究を進めて、都としては、例えばこういう水準を満たす英語教材が必要だとか、と言っていくこともありえるのではないかなというふうに感じているところです。全

く個人的な意見なので、今回の件とは関係ないのですが、そうこうしている間に、いろんな分野が海外に取って代わられているというのが非常にこう、^{じくじ}忸怩たる思いがあるので、少しコメントしてみました。

【教育長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。宮原委員お願いします。

【宮原委員】 ありがとうございます。1件質問、先ほどの御質問に関連するかもしれないのですが、この合計 340 とか 334 というのは増えているのか、同じなのか、減っているのか、ここ数年ぐらいの傾向を御存じでしたら教えていただきたいなと思いました。特にCという分類は新たに採択された、発行された、今まで使ってなかったものがCになっていると思うのですが、Aばかりの学校もあるのですが、Cもそこそこ採択されているのは、それって入れ替わりなのか増えているのかというのをもし分かれば、分からなかったら別途教えていただければ結構です。

【指導部長】 数の傾向は、同じになります。学校としては毎年選定しておりますので、そういった意味では新しいものは増えていくということはございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきまして、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ありがとうございます。それでは、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月26日(木) 午前9時30分

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、3月26日木曜日午前9時30分から教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】　ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については3月26日木曜日午前9時30分から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 ——

ありがとうございます。それでは、次回の定例会は、今、申し上げたとおり行うことといたします。

それでは、これから後は非公開の審議に入りたいと思います。

(午前10時06分)